二　高効率空気調和設備	基準２－３に規定する建築物に設ける空気調和設備が空気調和負荷を処理するために１年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想空気調和負荷で除して得た数値	基準別表第１(は)欄の各項に掲げる数値に百分の七十五を乗じて得た数値以下
三　高効率機械換気設備	基準３－３に規定する建築物に設ける機械換気設備が１年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値	基準別表第１(に)欄の各項に掲げる数値に百分の七十五を乗じて得た数値以下
四　照明設備	基準４－３に規定する建築物に設ける照明設備が１年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値	基準別表第１(ほ)欄の各項に掲げる数値に百分の七十五を乗じて得た数値以下

※基準別表第１(い)欄の各項に掲げる用途に応じてそれぞれ(ろ)から(ほ)までの各項に掲げる数値を利用すること。

（確認書の交付）

第三条　所管行政庁は、前条の確認を行ったときは、当該確認に係る確認申請書一通にその旨を記入し、確認書として当該確認を受けた者に対し交付するものとする。

（確認の取消し）

第四条　所管行政庁は、第二条の確認を受けた者が第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該確認を取り消すことができる。

様式（第１条関係）

租税特別措置法施行規則第５条の７の２第２項第１号、第20条の２の２第２項第１号又は第22条の23の３第２項第１号の規定による確認申請書

所管行政庁の長　　殿

申請年月日

※確認年月日

※確認番号

申請者名（署名又は記名押印）

住　　所

租税特別措置法施行令第５条の４の２第５項第１号、第27条の５の２第５項第１号又は第39条の40の２第３項第１号に規定する基準を満たすものであることにつき、租税特別措置法施行規則第５条の７の２第２項第１号、第20条の２の２第２項第１号又は第22条の23の３第２項第１号の規定により所管行政庁の確認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係るエネルギー使用合理化設備の種類ごとの名称、数量、エネルギー使用の合理化の判断に係る基準及び確認基準

エネルギー使用合理化設備	名　称	数量	エネルギー使用の合理化の判断に係る基準	確認基準
高断熱窓設備				
高効率空気調和設備				
高効率機械換気設備				
照明設備				

上記の申請について、租税特別措置法施行規則第５条の７の２第２項第１号、第20条の２の２第２項第１号又は第22条の23の３第２項第１号の規定により確認します。

所管行政庁の長

記名押印

（備考）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　※印のある欄は、記入しないこと。

○関東地方整備局告示第四百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月五日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	後変更別前	敷地の幅員	延長
甲府市飯田五丁目六三七番一地先から同市飯田五丁目六三七番一まで	後前	三九・七メートル 一〇・〇メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇三三トル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月五日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	甲府市飯田五丁目六三七番一地先から同市飯田五丁目六三七番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月五日